

残価据置型クレジット買取基準額買取条件

- 1.買取基準額は残価据置価格をとし、残価据置価格は購入商品の販売価格（税抜）の25%とします。
- 2.買取期日は、残価据置クレジット契約の最終支払日の40日前とします。
- 3.買取代金の支払方法は、クレジット会社の指定する口座への振込みに限るものとします。
- 4.買取りの実施は、株式会社ユニットコムに指定する店舗に限るものとします。
- 5.買取りにおいて郵送等の費用を伴うときは、利用者が負担するものとします。
- 6.次のような例に該当する場合、査定に基づき買取額を減額することや、買取りを不可とすることがあります。
 - ・本条件に違反した方法・態様等により買取りを申し込む場合
 - ・通常使用を超えた損耗・損傷等がある場合
- 7.前項の「通常使用を超えた損耗・損傷等」には、次のような例が該当します。

A. 筐体の状態について

- ・通常の使用の程度を超えた傷・割れ・ひび・へこみ・変形等がある場合
- 通常の清掃では除去困難な汚損・異臭・ステッカー・塗装・刻印等がある場合
- キートップ・ゴム足・ネジその他のパーツの欠損がある場合
- シリアルナンバー等の標識が除去されている場合
- ノートパソコン等の商品において、ヒンジの不具合等、画面の保持が困難な場合

B. 画面の状態について

- ・通常の使用の程度を超えた、傷・割れ・色ムラ・黄ばみ・線欠け等の画面表示の異常が見られる場合
- ・タッチパネルを搭載する商品において、タッチ操作に異常がある場合

C. 内部状態について

- ・購入時の構成部品から別の部品に変更されている場合
- ・水濡れ、浸水、腐蝕等がある場合
- ・その他、分解・改造等が認められる場合
- ・パスワードロック・暗号化等などにより初期化が妨げられており、初期化を実施できない場合
- ・BIOS情報・シリアル番号等が純正ではないものに書き換えられている場合

D. 動作状態について

- ・OSの起動が正常に行えない場合
- ・画面・キーボード・タッチパッド・カメラ・スピーカー等が正常に動作しない場合
- ・USB・HDMI等のポートが正常に動作しない場合
- ・バッテリーを内蔵する商品において、内蔵バッテリーに、膨張・駆動不可・認識不可・劣化（蓄電容量が設計容量比70%未満の状態を指します）等の不良が認められる場合

E. 付属品について

純正ACアダプタ等、商品の使用に必要な付属品に欠品がある場合（化粧箱等の外箱は付属品に含まれません）

F. その他

株式会社ユニットコム以外の者による修理が行われた場合

G. 例外事項

上記A. からF. までの各事項のいずれかに該当する場合であっても、株式会社ユニットコムが提供する保証サービス等を利用することによりその損耗・損傷等が回復する場合、その損耗・損傷等について、買取額の減額・買取不可等の要因として考慮しないことがあります。

2026年9月1日